

# 第1部 総説

## はじめに

私たちが暮らしてきた「20世紀」を振り返ってみると、「物質的な豊かさ」をひたすら追求してきた世紀でもあり、その結果として、多くの資源やエネルギー - を使用する大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムが構築され、今日の様々な環境問題が発生してきている。

21世紀を迎えるにあたり、私たちは、自然や環境の破壊、地球の温暖化や資源の枯渇といった、人類が今後直面するであろう問題を、自分の問題として、子孫の問題として考えることが必要であり、県民一人ひとりが、自らのライフスタイルを環境という視点から見つめ直し、環境への負荷を最小限にするよう最大限の努力を払わなければならないときにきている。

したがって、豊かな環境を次の世代に引き継いでいくため、日常生活や事業活動において、県民や個々の企業がお互いに知恵を出し合い、天然資源の消費を抑制し、環境に、より負荷をかけない循環型社会の構築に向けた行動に真剣に取り組んでいくことが最も重要なことである。

## 第1章 環境問題の動向

### 第1節 本県における環境問題の変遷

#### 1．産業公害の時代

本県においては、昭和30年代以降の急激な工業化と都市化の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化、開発による身近な自然の改変、良好な自然景観や貴重な動植物の消失などといった問題が生じた。

このため、昭和30年代後半から公害防止条例の制定、公害防止協定の締結、公害防止計画の策定や

法律による規制などの公害防止策、また、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開した結果、二酸化硫黄による大気汚染、工場排水による水質汚濁など産業公害の解決や自然環境保護に大きな成果を上げてきた。

#### 2．都市・生活型環境問題へ

特定の事業者や工場等に原因する公害は各種法律の施行に伴い克服される一方、自動車などの不特定の移動発生源を主原因とする道路沿道の大気汚染、一般家庭などの汚水に原因する都市河川の汚濁や廃棄物問題、身近な生活空間からの自然の減少など、都市・生活型のライフスタイルに起因する環境問題が新たな課題となってきた。

このような問題に対処するため、開発事業等において環境保全への適正な配慮を確保するための環境影響評価制度の導入、合併処理浄化槽の設置補助などの支援措置の実施、環境学習や県民の環境保全活動の促進などの多方面からの環境保全施策を展開し、現在に至っている。

#### 3．地球環境問題の顕在化

地球的規模で対応すべき環境問題として、世界各地で地球温暖化による気温上昇や酸性雨による森林破壊などが確認されるとともに、南極上空ではオゾン層の破壊が現実のものとなっている。

とりわけ、地球温暖化の問題は、わが国を含め次世代の人類の生存基盤を脅かす問題であることから、温暖化の原因となっている二酸化炭素などの排出抑制対策に計画的な取組が求められている。

#### 4．環境新時代と環境基本計画の策定

県では、4年度から「環境新時代」を掲げ、全国に先駆けて環境政策のあり方や、大規模開発事業の計画段階で環境保全のあり方について提言を受けるための「千葉県環境会議」の設置（4年6月）、県民の環境保全に配慮した行動規範となる

「千葉県環境憲章」の制定（５年２月）、県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量化・再資源化を推進するための「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置（６年１１月）などの施策を講じるとともに、７年３月には、環境の保全に係る基本理念を定め、環境施策を総合的・計画的に推進することを目的とした「千葉県環境基本条例」を、また、従来の千葉県公害防止条例を引き継ぎ、大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するための規制措置や生活環境に係る県の施策を規定した「千葉県環境保全条例」を制定した。

また、８年２月には、２１世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を策定するとともに、８年８月には、環境ビジョンの理念を踏まえた本県の環境施策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、「健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承」を基本目標に環境施策の総合的、長期的かつ計画的な推進に取り組んでいる。

## 第２節 環境問題に対する施策の方向

### １．最近の環境問題

#### （１）地球温暖化問題

地球温暖化問題に対応するため、９年１２月に１６４か国の政府代表団やＮＧＯ等の参加のもと、地球温暖化防止京都会議（ＣＯＰ３）が開催され、主要先進国の二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標が京都議定書として採択された。

こうした国際間の動きに対して、国では、１０年６月に地球温暖化対策推進大綱の制定、省エネルギー法改正、同年１０月には地球温暖化対策推進法の制定等、地球温暖化防止に向けた取組が本格化した。

また、１２年１１月には、京都議定書に掲げた温室効果ガス削減の具体的なルールを話し合うための温暖化防止ハグ会議（ＣＯＰ６）がオランダで開催されたが、各国間で合意に至らず、さらに調整が

続けられることとなった。

#### （２）廃棄物とダイオキシン問題

廃棄物の不適正処理やダイオキシン問題が全国的にクロズアップされる中、廃棄物処理施設に対する忌避意識が高まり、廃棄物処理施設の設置に対する地域の反対運動などが活発になってきている。

そこで、国では、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の改正やダイオキシン類対策特別措置法の制定などの対策が講じられている。

#### （３）有害化学物質問題

環境ホルモンなどの有害化学物質による人体等へ与える影響が問題となり、食品をはじめとした身の回りの製品等が社会問題化している。

こうしたことから、国では、１０年度に環境や野生生物への影響などについて、緊急全国一斉調査を実施した。

また、１１年７月には、環境を汚染するおそれのある化学物質の排出量や移動状況を把握し、管理の改善を図るための法律（ＰＲＴＲ法）が制定された。

#### （４）ディーゼル車排出ガス問題

自動車による大気汚染のうち、とりわけディーゼル自動車から排出される粒子状物質は、人体への深刻な影響が懸念されており、自動車交通量の多い大都市圏を中心に大きな社会問題となっている。

このため、国では、ディーゼル自動車の粒子状物質の排出規制などを内容とする「自動車ＮＯＸ法」の改正に向けた作業が進められている。

## ２．本県の最近の取組

#### （１）地球温暖化防止対策

県では、地球温暖化の防止を図るため、県内の温室効果ガスを１９９０年に比して、２０１０年までに６％

削減することを目標に、県民、事業者の自主的・具体的な行動目標などを定めた「千葉県地球温暖化防止計画」を12年12月に策定し、計画的に削減対策に取り組むこととした。

#### (2) ディーゼル車排出ガス対策

ディーゼル車排出ガス対策については、11年度から七都府市首脳会議において、国に対し、粒子状物質の排出規制の強化等について要望するとともに、県としても、天然ガス自動車を中心とした低公害車の普及促進などの施策を行っている。

また、12年10月には、「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策懇談会」を設置して、本県の実状に則した有効な対策の提言を受け、県民・事業者・行政が一体となった対策を行うこととしている。

#### (3) ダイオキシン類等の対策

県民の健康に影響を及ぼすと懸念されるダイオキシン問題に総合的に対応するため、9年6月に庁内に「ダイオキシン問題連絡会議」を設置し、廃棄物焼却施設などの発生源対策を講じるとともに、大気、水質等に係るダイオキシン類調査を実施している。

また、10年5月には、環境ホルモン問題にも対応するため、同連絡会議を「ダイオキシン類等問題連絡会議」に改組した。

#### (4) 環境保全に関する率先した取組

9年3月には、県自らが、一事業者・消費者として率先し、環境保全に対する取組を推進するため「千葉県環境保全率先行動計画(ちば新時代エコ・オフィスプラン)」を策定し、庁舎の省エネルギーや廃棄物の減量化・再資源化などに取り組んでいる。さらに、千葉県環境研究所において12年1月ISO 14001の認証を取得した。

また、12年度には、県の事務事業を対象に環境マネジメントシステムの構築を行っており、今後は、ISO 14001の認証を取得することとしている。

#### (5) 大規模開発等に対する環境影響評価

環境影響評価については、従来、指導要綱により実施していたが、環境影響評価法の制定を受け、10年6月、新たに条例を制定し、法及び条例に基づき運用を図っている。

市川二期・京葉港二期地区(三番瀬)の土地造成計画については、7年11月の県環境会議の提言を受け、事業者(県企業庁及び土木部)において、環境の現況及び影響予測に関する補足調査が実施され、12年2月に、大幅に埋立て面積を縮小する事業計画の見直し案が示された。

現在、県環境会議において、見直し案に対する検討が進められている。

#### (6) 環境新技術の開発支援

9年11月には、民間の新たな環境技術の実用化を目指し「環境新技術推進制度(エコテク・サポート制度)」を設けた。

本制度により、廃棄物のガス化溶融や河川・都市排水路の水質浄化技術の開発等の共同研究、また、光触媒(二酸化チタン等)による大気浄化技術及び手賀沼の水質改善に関する水質浄化技術についての公開試験が実施されている。

#### (7) 閉鎖性水域の水質保全対策

閉鎖性水域の水質状況は、富栄養化に伴う藻類の増殖により水質汚濁が依然著しいため、水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水規制や千葉県環境保全条例の一部改正による排水規制の強化を図っている。

東京湾については、8年に水質汚濁防止法に基づく第4次COD総量削減計画の策定や東京湾富栄養化対策指導指針を策定し、COD、窒素、リンの削減対策を講じている。

また、印旛沼、手賀沼については、湖沼水質保全特別措置法に基づく第3期の「湖沼水質保全計画」を9年3月に策定し、各種対策を推進している。

特に、手賀沼では、12年4月から国の事業として北千葉導水事業が本格運用され、湖沼水の流動化による水質浄化効果が期待されている。

#### ( 8 ) 自然環境保全の取組

自然環境の保護対策としては、10年3月に、大福山北部地域を自然環境保全地域に指定し、10年4月には、九十九里自然公園での車両乗り入れ規制を行っている。

また、生物多様性の観点から、県内での保護上重要な野生動植物の現状と保護のあり方を明らかにするため、レッドデ - タブック植物編を11年3月に、同動物編を12年3月にとりまとめた。

#### ( 9 ) 廃棄物対策

一般廃棄物については、12年3月に策定した「ちば21ごみゼロプラン」に基づき、徹底したごみの排出抑制や減量化・再資源化を推進するとともに、ダイオキシン類の発生防止等に資するため、市町村がお互いに連携・協力して施設の集約化を図るごみ処理の広域化を推進している。

また、産業廃棄物対策としては、産業廃棄物の適正処理や減量化・再資源化を推進するとともに、不法投棄などの不適正処理を防止するため、11年度から機動班を設置するなど、監視体制の強化を図った。

#### (10) 残土対策

9年7月には、残土の不適正な処分に伴う土壤汚染や土砂崩落等の災害を防止するため、都道府県レベルでは全国に先駆けて「土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(残土条例)」を制定し、10年1月から施行するとともに、監視等を強化し、実効性のある残土対策を行っている。